

令和2年第8回坂町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日            令和2年9月1日 (火)

2. 招 集 の 場 所            坂町議会議場

3. 開 会 (開 議)            令和2年9月1日 (火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (12名)

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 1番 尾 崎      光 君 | 2番 安 竹      正 君    |
| 3番 光 岡 美 里 君    | 4番 主 枝 幸 子 君       |
| 5番 奥 村 富 士 雄 君  | 6番 柚 木      喬 君    |
| 7番 出 下      孝 君 | 8番 瀧 野 純 敏 君       |
| 9番 大 田 直 樹 君    | 10番 中      雅 洋 君   |
| 11番 中 川 ゆかり 君   | 12番 川 本 英 輔 君 (議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|          |              |
|----------|--------------|
| 町      長 | 吉 田 隆 行 君    |
| 副 町 長    | 財 満 芳 洋 君    |
| 教 育 長    | 太 田 耕 樹 君    |
| 技      監 | 荒 木      勲 君 |
| 総 務 部 長  | 中 村 政 愛 君    |
| 民 生 部 長  | 大 畠 英 司 君    |
| 教 育 次 長  | 新 谷 裕 美 子 君  |
| 総 務 課 長  | 藤 本 大 一 郎 君  |
| 企画財政課長   | 車 地 孝 幸 君    |
| 税務住民課長   | 松 谷 展 裕 君    |
| 民 生 課 長  | 宮 本 隆 一 君    |

|            |       |
|------------|-------|
| 保険健康課長     | 増木梨江君 |
| 環境防災課長     | 窪野稔君  |
| 産業建設課長     | 本家正博君 |
| 都市計画課長     | 西谷伸治君 |
| 学校教育課長     | 藤原文代君 |
| 生涯学習課長     | 福嶋浩二君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉原修君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事    | 秦正憲君  |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 総務厚生委員会報告
- (2) 産業文教委員会報告
- (3) 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告
- (4) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告

議 事

- |      |        |                                  |
|------|--------|----------------------------------|
| 日程第1 |        | 「会議録署名議員の指名」                     |
| 日程第2 |        | 「会期の決定」                          |
| 日程第3 | 報告第4号  | 「令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」 |
| 日程第4 | 議案第48号 | 「坂町防災の日を定める条例の制定について」            |

|       |         |                                                  |
|-------|---------|--------------------------------------------------|
| 日程第 5 | 議案第49号  | 「坂町公立学校情報機器整備基金条例の制定について」                        |
| 日程第 6 | 議案第50号  | 「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」                       |
| 日程第 7 | 議案第51号  | 「坂町手数料条例の一部改正について」                               |
| 日程第 8 | 議案第52号  | 「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」 |
| 日程第 9 | 議案第53号  | 「令和 2 年度坂町一般会計補正予算（第 5 号）」                       |
| 日程第10 | 議案第54号  | 「令和 2 年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」               |
| 日程第11 | 議案第55号  | 「令和 2 年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」                  |
| 日程第12 | 議案第56号  | 「令和 2 年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」                 |
| 日程第13 | 議案第57号  | 「令和 2 年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」                |
| 日程第14 |         | 「一般質問」                                           |
| 日程第15 | 議案第58号  | 「令和元年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」                       |
| 日程第16 | 議案第59号  | 「令和元年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」               |
| 日程第17 | 議案第60号  | 「令和元年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」                  |
| 日程第18 | 議案第61号  | 「令和元年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」                 |
| 日程第19 | 議案第62号  | 「令和元年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」                |
| 日程第20 | 発議第 3 号 | 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求め      |

る意見書について」

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 改めまして、おはようございます。今日から令和2年第8回定例会が開会されますが、議員の皆様におかれましては、お元気で御出席賜り感謝申し上げます。

さて、コロナウイルス感染予防に関わる問題点等を含め、先般、安倍総理が辞職され、今、国政においては総理後継者指名候補者で話題が集中しておりますが、今日は防災の日であります。本定例会におきましても、坂町防災の日を定める条例の制定が提案されております。災害はいつどこで起こるか想像もできません。改めて日頃の生活の中で防災に対する認識を高めることが大切と考えております。

また、このたびは令和元年度一般会計歳入歳出決算認定についての審議が予定されておりますが、定例会議案を初め、それぞれの審議が滞りなく進行することをお願いし、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は12名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和2年第8回坂町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時02分）

（再開 午前10時03分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。令和2年第8回坂町議会定例会が開会をされるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、15件の案件について御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいます、御承認を賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告1 総務厚生委員会報告。

光岡委員長。

○3番（光岡美里議員） 総務厚生委員会報告をいたします。

令和2年7月16日に総務厚生委員会所管の議会事務局、出納室、総務課、税務住民課、保険健康課、民生課、環境防災課を、7月17日に企画財政課の計8課の所管事務調査を実施いたしました。

各課長及び担当者の出席を求め、課長から担当する事務分掌や主要事業などの説明を受け、活発に質疑応答を行いました。

以上、総務厚生委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 産業文教委員会報告。

中委員長。

○10番（中 雅洋議員） 産業文教委員会報告を行います。

令和2年度6月定例会後の産業文教委員会の活動内容について報告いたします。

去る6月26日、産業文教委員会では、令和2年度の所管4課の事務調査を実施いたしました。

予算確定後、各課の主要事業等の予算及び実施計画書を確認、全体にはこれから契約する事業が多く、今年度は11月頃、再度、所管事務調査を行い、その進捗状況を確認することといたしました。

また、8月7日には学校教育課の学校トイレ改修の詳細確認と学校LAN整備の詳細確認の調査を実施いたしました。

学校トイレ改修では、和式便器から洋式便器に、照明のLED化、使用時の消音、便器の暖房便座つき等を全学校に適用改修し、また、壁面、天井、床面等は汚れが大きいところの改修、補修等を行い、全体的にきれいで上品なトイレとなり、3K、暗い、汚い、臭いを解消した使いやすいトイレになるものと期待をしているものであります。

また、学校LAN整備についてはどんな内容になるのか、有線、無線をどのように取り入れるのか分かりやすいイメージを出してもらい、確認することができました。

なお、これらの資料については、総務厚生委員会の皆様にも合同委員会を実施した経緯もあることから、情報共有の観点からも、学校教育課に依頼して全員に配付して確認してもらっております。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告を行います。

中川副委員長。

○11番（中川ゆかり議員） 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告をいたします。

令和2年7月17日に災害復旧・復興対策調査特別委員会を実施いたしました。

議会として懸案事項としておりました被災された方々の見守り状況や心のケアの実施についての状況をお聞きするため、坂町地域支え合いセンターセンター長及び主任生活支援員の出席を求め、令和元年度の活動状況及び令和2年度の活動計画について説明を受け、質疑等を行いました。

また、8月21日は坂町防災の日を定める条例についての質疑応答や、梅雨時期の

避難状況及び河川、道路の復旧工事の現場状況について町担当職員から説明を受け、質疑等を行いました。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告4 監査委員報告。

奥村監査委員。

○5番（奥村富士雄議員） 監査委員報告をさせていただきます。

監査は、坂町代表監査委員である野村哲朗氏及び奥村富士雄の2人で実施いたしました。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査を令和2年6月分を6月22日、令和2年7月分を7月20日、令和2年8月分を8月20日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めております。

次に、地方自治法第233条第2項の規定による令和元年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第2項並びに第22条第1項及び第3項の規定による令和元年度決算に基づく財政健全化及び経営健全化に関わる審査について、令和2年6月29日から8月4日までに実施し、8月25日に町長へ審査意見書を提出いたしました。

詳細につきましては、後ほど決算認定の議案審議で述べさせていただきます。

以上で、監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る7月21日に広島県知事と県内市長、町長による新型コロナウイルス感染拡大への警戒強化に関するウェブ会議が開催され、私が出席をいたしました。

会議では、県内の感染症患者の発生状況及び確保病床数、入院患者数等の報告があり、知事からは、県民及び事業者の感染防止対策の徹底について要請がありました。

続いて、感染拡大に対する警戒強化宣言、第2波を防ぐための取り組みについて説明がされ、質疑応答では、各市町から活発な意見が出されました。

次に、去る8月18日、メルパルク広島において、広島県道路建設促進期成同盟会の設立総会が開催され、私と川本議長が出席をいたしました。

広島県道路の4車線化建設促進並びに利用促進を目的として設立され、役員を選出では、会長に新原県市長、副会長に松井広島市長と私が選出され、令和2年度の事業計画並びに予算について全会一致で承認をされました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、5番奥村富士雄議員、6番柚木 喬議員、7番出下 孝議員を指名します。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月9日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は本日から9月9日までの9日間に決定をしました。

日程第3 報告第4号「令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題にします。

本件について、報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第4号「令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化を判断する各比率を公表し、それぞれの指標に応じた改善努力により財政の健全化に資するため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告いたします。

それでは、各比率について御説明を申し上げます。

1 ページの健全化判断比率のうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきまして



は、一般会計及び各特別会計が黒字決算となったことにより、実質赤字額がございました。

実質公債費比率につきましては3.6%で、前年度に比べ0.3ポイントの減となりました。

将来負担比率につきましては、算定の結果、将来負担額がございませんでした。

次に、6ページの資金不足比率につきましては、下水道事業特別会計が黒字決算となったことにより、資金不足額がございませんでした。

健全化判断比率及び資金不足比率とも早期健全化基準を下回っておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 続いて、令和元年度決算に基づく坂町財政健全化審査意見書及び坂町下水道事業特別会計経営健全化審査意見書について、監査委員から報告を求めます。

奥村監査委員。

○5番（奥村富士雄議員） 坂町財政健全化審査意見書について、審査報告を行います。

審査は、坂町代表監査委員である野村哲朗氏及び私、奥村富士雄の2人で実施いたしました。

令和元年度決算に基づく坂町財政健全化審査につきましては、令和2年8月4日に町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められます。

また、健全化判断基準の4項目とも良好な状態にあり、訂正、改善については特に指摘する事項はありません。

次に、令和元年度決算に基づく坂町下水道事業特別会計経営健全化審査につきましては、令和2年8月4日の審査実施日数1日間、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められます。

また、資金不足額はなく、良好な状態にあり、訂正、改善については、特に指摘する事項はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、町長及び監査委員の報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 議案第48号「坂町防災の日を定める条例の制定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第48号「坂町防災の日を定める条例の制定について」御説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、平成30年7月豪雨災害から得られた教訓を後世に伝承し、災害を風化させないために、住民一人一人が防災意識の向上を図り、災害に対する備えを充実強化するため、坂町防災の日を制定し、防災の日には時間を定め、町内全域で黙禱をささげるものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中川議員。

○11番(中川ゆかり議員) 防災の日を定めることも条例内容もこれでいいと思いますが、規則とか要綱みたいなものを早急に作成するべきだと思うのですが、作成はされているのでしょうか。

○議長(川本英輔議員) 窪野環境防災課長。

○環境防災課長(窪野 稔君) お答えいたします。

この条例によって規則または要綱とか内規に関しまして、今はまだ作成してはおりませんが、早急に作成したいと考えております。

以上です。

○議長(川本英輔議員) 中川議員。

○11番(中川ゆかり議員) 作成はいつ頃までにされるのでしょうか。

○議長(川本英輔議員) 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

今年度内には作成をと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 以前から防災の日を、今日は、9月1日は防災の日ということで、以前、町長は防災の日があるから、新たに防災の日を設けることはないというような話をされたことがあるわけなんですけど、今回の豪雨災害を受けての7月6日ということなんですけど、この7月6日を防災の日にするということは非常に大切なことだろうと思うんですけども、ちょうど時期が梅雨時期で、いろいろな災害の起こりやすい時期ではあるわけですよ。そのときにその意識をするということは大切なことなんじゃけども、防災の日、週間という1週間の中で、例えば防災を推進するようなイベントやなんかを組むのがなかなか難しいと思うんですけども、この時期というのは。したがって、できましたら、私は思うんじゃけども、やっぱり年に1回いうんじゃなくて、毎月、例えば防災推進の日とか、そういったものを設けて、いわゆる災害が起こりにくい時期にそういう防災の例えばフェアとかイベント関係をやっていくようにしたらどうかと思うわけなんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 一応、今の計画の中では防災の日、7月6日前後して1週間程度をそういうイベントとかいろいろな啓発、啓蒙をする週間にいうことも考えておるわけでございますけれども、今、おっしゃられるとおり、ちょうど梅雨の時期でもございます。あくまでも第一義は7月6日に全員で、防災の日に、これまで明治40年からずっと犠牲者が出ておられるわけでありまして、そういう方々も含めて、そしてまた、災害で多くの方が坂町で犠牲になったということを将来にも伝えていく目的で、一応、黙禱ということを考えておりますが、それ以外の行事につきましては、また広く各団体とかいろいろな方の御意見を伺いながら、最終的にはそういうものも整理をしてまとめていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第5 議案第49号「坂町公立学校情報機器整備基金条例の制定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第49号「坂町公立学校情報機器整備基金条例の制定について」御説明を申し上げます。

本町では、情報通信技術の活用により、全ての児童生徒に学習できる環境を整備するGIGAスクール構想事業を進めております。

こうした中、学習用端末などの情報機器は耐用年数が比較的短く、一方で多額の経費を要するため、これら情報機器の更新時に備え、計画的にその財源を確保するため、この基金を設置をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥村議員。

○5番(奥村富士雄議員) 今回、補助金で整備するということですが、2回目からは補助金がつくかどうかは分からんのだらう思うんですけども、役場のパソコンやな

んかにしてもリースでやっとなりますよね。リースでやる場合と、実際にそういう一括購入をするほうがいいのかというのは、そこら辺の比較というのはされましたか。

○議長（川本英輔議員） 藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

リースと購入の比較に関しましてはいたしました。5年間のコストを比較したところ、購入のほうが、様々比較したんですけれども、約1,000万円か1,500万円購入のほうが安価であったため、購入を前提に基金の積立てのほうを考えさせていただきました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第50号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第50号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正」

について御説明を申し上げます。

この改正は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、人事院規則の一部が改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業に従事する職員に対し、特殊勤務手当を措置する特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） この件については、今、国のほうも医療機関に従事する看護師さんとか医師とかいうことで対応されとるようですが、坂町でも同じようなことだろうと思うんですが、一点、お聞きしたいのが、この中で、町長が定めるものに従事したときとなつとるんで、町ではどのような作業とかそういうのを想定されとるのか、また、それを申請する場合に、認める場合に、誰が認定するんかという2点をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

こちらコロナ対策でこういうのに従事した職員に対する手当でございますが、想定されるのは、保健所とか病院のほうの手が取れない状況があったりして、患者と思われる方の搬送、そういったときを想定しております。直接我々職員がそういった医療のノウハウがないものですから、そういったときにこのものが適用されると。そういう要請があったときに、町長が判断されて、職員が向かうというときの手当でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 例えば搬送の場合の車両についてちょっと伺うんですが、何か手当をされるとかされんとかいうのは新聞情報であるんですが、本町ではどのような形でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

現在におきましても、1台の公用車につきまして、そういった搬送するための装備を町独自で整えております。整えた後には、県の保健所のほうにも確認をしていただき、これで大丈夫ということでの御承認をいただいております。

また、さらに今、県のほうからコロナに対応する車両に関しまして購入等補助がつくということで、購入の手続を現在進めて、まだ準備をしているところでございます。

また、これが決まりましたら、議会のほうにも御報告をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第50号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第51号「坂町手数料条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第51号「坂町手数料条例の一部改正について」御説明を

申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、当該通知カードに関する手数料を廃止するため、手数料条例の一部を改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第51号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第52号「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第52号「坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、子ども・子育て支援法において、地域型保育事業を広域利用する場合、



事業所所在地以外の市町村の長による確認を不要とする改正が行われることに併せて改正をいたすものでございます。

地域型保育事業とは、主に都市部で待機児童の解消を図るために実施される事業で、6人から19人までの子供を預かる小規模保育事業、5人までの子供を預かる家庭的保育事業、事業所の従業員の子供に加えて、地域の子供を預かる事業所内保育事業、子供の居宅に訪問して保育を行う居宅型訪問事業の四つがでございます。

本条例は、地域型保育事業を坂町で運営する場合の基準を定める条例でございます。現在、坂町にはこの地域型保育事業を実施している施設も広域利用している児童もおりませんが、子ども・子育て支援法の改正に併せて改正をいたすものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第52号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第53号「令和2年度坂町一般会計補正予算（第5号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第53号「令和2年度坂町一般会計補正予算（第5号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応に要する案件及び前年度決算の確定に伴う繰越金等につきまして補正計上いたしましたもので、既定の予算総額に7億8,316万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億8,258万4千円といたすものでございます。

6ページの地方債補正につきましては、事業の執行見込みに基づき変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、11ページの地方特例交付金及び地方交付税では、交付額が決定したことによりそれぞれ計上いたしました。

12ページの国庫支出金、総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上いたし、消防費国庫補助金では、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を計上いたしました。

13ページの県支出金、消防費県補助金では、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の県負担分を計上いたしました。

14ページの繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金及び大規模事業基金繰入金をそれぞれ減額いたし、繰越金では、令和元年度決算に伴い3億5,447万8千円を計上いたしました。

15ページの諸収入、過年度収入では、平成30年度に実施した道路橋梁災害復旧事業に対する国庫負担金を計上いたし、町債では、各事業の執行見込みによりそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出で、16ページの総務費、財政管理費では、財政調整基金積立金及び公立学校情報機器整備基金を計上いたしました。

17ページの総務費、諸費では、国庫金等の精算還付金をそれぞれ計上いたしました。

21ページの民生費、児童福祉総務費では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を計上いたしました。

24ページの消防費、災害対策費では、慰霊碑建立工事及び災害関連地域防災がけ

崩れ対策工事を計上いたしました。

27ページの公債費、元金では、災害復旧事業国庫負担金の補助率かさ上げに伴う町債の繰上償還に要する経費を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 21ページをお願いします。

21ページと12ページ、これが400万円の新型コロナウイルス感染症の緊急包括支援事業がいわゆる国の100%補助でなされております。21ページの下から2番目、この件はつまり対象は医療従事者と介護関係の従事される人を対象にするということによろしいのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの児童福祉総務費の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業については、町内の児童福祉施設、保育園、こども園並びに幼児保育室等の児童福祉施設について、町のほうから新型コロナウイルスの感染を防止するための観点から、衛生用品とか備品を購入する場合の補助として予算計上しております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと質問がまずかったんですかね。医療従事者とか介護施設とかいうような職員に対するものではないんですね。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 今、言われたとおり、医療従事者とかでなく、児童福祉施設に対する新型コロナウイルス感染症対策のために購入する消毒液とか備品等に対する町からの補助という形でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時44分）

（再開 午前10時44分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） この新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業は、国における新規事業でございます。これらの使い道については、児童福祉施設に関するもので、児童福祉施設が消毒液とか備品を購入するために限定されておりますので、そちらをするために町のほうから補助をいたすものでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ということは、実は慰労金とか、慰労金というのは従事者に慰労金なんで、先生とかなんかに慰労金とかなんかいふんですけども、これはまさに施設への支援金ということではないんですか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

議員さんのお見込みのとおり、これは施設に対する補助金でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 400万円というのは、これは坂町が設計書を書いて依頼した金額でしょうか、それとも与えられた金額なんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） こちらの金額については、国のほうが1施設当たり50万円というような金額を要綱で定めておまして、坂町内で8か所、50万円掛け8か所の400万円を計上しております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 24ページに災害対策費の中で工事請負費、説明の中には慰霊碑建立工事というのがございます。この工事の内容についてちょっと一点確認をさせていただきたいんですが、現在、公園の中の建立の工事というのは一応説明を受けておりますんで分かつるんですが、その中で、公園に入る入り口が、以前は、災害を受ける前はあっこへ鉄橋があったんですね。鉄橋があったために、スムーズに入り口へ入れてたんですが、鉄橋が流されて、今、入り口がないと、通路がですね、というような状態です。たまたま今あるのは工事関係者の事務所がありますんで、そこを歩いて入りよるわけですね。ここで聞きしたいのは、その通路というのはどういうふうに

考えておられるんかということをお聞きしたいんですが、この工事の中に入っとるんかどうかいのを確認したいです。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

現在、小屋浦公園につきましては、のり面の整備工事を行っているところでございます。そののり面の整備工事に併せまして、県道のほうからスロープをつけて公園の内部に入れるような形で通路を作成するように検討しておりますところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっとコロナの件で12ページをお願いします。

12ページのほうの一番上なんですけども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これは1億4,556万4千円ですか、これは、私、一般質問でもちょっとお願いしているんですが、予算書の中に出てきてますんで、使い道についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、2次配分といいますか、2次分の交付金が1億4,556万4千円、これが12ページに記載してある分です。

この使い道につきましては、GIGAスクール、先ほど今の条例でもありましたけども、GIGAスクール構想の今年度実施分の6月補正しましたけども、その残りの財源及び、これは6月補正でもう既に歳出につきましては可決いただいておりますけども、感染拡大防止用のマスクの各世帯100枚のマスクの財源、また、子育て応援臨時交付金、18歳以下の方に1人1万円という財源に充当するようにしています。

6月補正時は2次配分の額がまだ不明でございました。そのときはまだコロナ対応の町の施策に対して財源が全然足りなかったんで、6月、今のマスクでありますとか、臨時支援金につきましては一般財源を充当してましたけども、国の財源がこのたび分かりましたので、トータルで、1次分も含めまして2億323万4千円でございます。ただ、このたび、5月補正から合わせまして、コロナ感染対応で3億円余りの計画を立てておりますので、その中には今のGIGAスクールの国の補助金等もあるんです

けども、その財源として充てております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 今、第2弾で1億4,500万円何がしを頂いて、以前、5,700万円ですかね。だから、今、答弁ありましたように、2億何がしというのが臨時交付金としていただいているわけなんですけども、今の答弁いただいたんですが、過去の分の穴埋めするとかというような形の感じをしたんですけど、もう一つ、何か町民のためにどうするんだとかというような感じがちょっと欲しいと思うんですけど、その辺の前向きな政策についてはどういうふうに思われているんですか。

○議長（川本英輔議員） 車地課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 町といたしましては、先ほども申しましたように、予算額ベースでGIGAスクール構想も含めて3億円以上のコロナ感染症の対応で予算計上いたしております。結果、そのときは一般財源で対応してはいたしたけども、国の交付金が、このたび、そのときは額がまだ分からなかったわけですね。たまたまそれをまだ上回る額で国からの交付金があるのであれば、また追加で施策を考えていうことも、これは限度額なんで、これだけ坂町渡しますんで、坂町考えてくださいという、これは計画を出して認められなければ交付されません。ですから、それよりもっと多くの限度額があるのであれば、議員さんおっしゃったように、いろいろまだ施策を、限度額がまだありますんで、財源がありますんで、やるべきかと思っておりますけども、そういう限度額、そういう今のそれを下回るまだ交付額でありますので、今のまだ何かをするべきではないかというか、今の町としましては、いろんな施策をしているものと判断しております。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） この臨時交付金につきましては、今、担当課長が申したとおりでありまして、これも年度末までに何をするということをしっかりと定めて、それを手続上、国のほうに出しまして、それで正式に、一応限度額はこうなんですけども、決定されるというような仕組みになっております。

そういう中で、この限度額の中にいわゆるGIGAスクール構想も、これもやっぱりコロナ禍の関係で単年度で実施するということになったわけでありまして。それも対象になっておるわけでありまして。

それから、これから、今、大分第2波も鎮静化してくるとかなんとかいうようなことを報道機関等でもいろいろ言われておりますけれども、また、第3波があるかも分からない。そうなったときには、また対応しなければならないことも出てくると思います。それは一般財源を活用させていただいて進めていく、あるいはまた、2兆円程度の第3波の国のほうの補正があるかも分らんですけれども、一応、そういう形で、今、頂けるものはしっかり頂いて、その活用の範囲の中で、できることにまずそれを使わせていただいて、財布の中は一緒でありますんで、今後、何かでまた町独自で対応しなければならなくなったときには、今、一般財源のをまた返すわけでありまして、G I G Aにも投入しておりました、その財源を活用して、そちらのほうに活用させていただくという整理を私はさせてもらっておるところであります。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 19ページの住民基本台帳システム改修業務の件なんですけど、先日、マイナンバーカードの普及促進に併せ、住民サービスの向上を図る目的として、現在、戸籍の取得を全国の市区町村において可能とするシステムの改修と聞いていますが、坂町では2,471枚、取得件数がちょっと少ないような気がします。利便性のよさなどを含め、坂町ではどのように周知されるのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 松谷税務住民課長。

○税務住民課長（松谷展裕君） お答えいたします。

マイナンバーカードの周知につきましては、今の広報またはインターネット等を活用しまして周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 災害関連の地域防災がけ崩れ対策がありますけども、これにつきましては、多分、横浜西と横浜中央の町の施工の工事じゃないかと思うんですけども、これは何か追加の工事となるんでしょうか。なぜそういった追加が出たかということも併せて説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

まず、災害関連地域防災がけ崩れ対策工事につきましては、横浜中央二丁目の横浜5416地区、それから横浜西一丁目になります横浜6259地区、30年度の被災したがけ崩れの対策工事でございます。

こちらにつきましては、施工の途上で、まず、横浜5416地区でございますが、のり面工の工事の増加というものがございます。こちらにつきましては、のり枠工の桁の延長が増えたこと、それから前後になりますけども、モルタルの吹きつけの面積が増えたこと、こちらのほうが増額要因、それから準備工といたしまして、立木の伐採に関するものが増えております。こちらのほうが増額、主な要因がそのようになっております。

二つ目の横浜6259地区についてでございますが、こちらについての主な増額要因につきましては、まず土工でございます。こちらのほうが作業スペースを確保するために土工量が多くなったこと、もう一つの理由がのり面工でございます。こちらものり枠の桁延長が増えたことと、前後の同じようにモルタル吹きつけ工の面積が増えております。

また、先ほど土工で土量が作業スペースを確保するために増えたと申しましたが、その関係で上部の切取り面積のほうが増えておりますので、そこへのモルタル吹きつけも併せて増えております。こちらのほうが主な理由となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 24ページの津波災害時一時避難場所の看板設置工事というのがあるんですけども、これはどこに設置するのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

この地震・津波避難場所の看板なんですけど、横浜公園と横浜一部の今の津波の避難場所があるんですけど、ですから鯛尾と横の一部に、この2か所に設置する予定でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）



○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第53号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時15分とさせていただきます。

（休憩 午前11時03分）

（再開 午前11時15分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第54号「令和2年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第54号「令和2年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和元年度決算額の確定による精算金等及び令和2年度事業費の見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に3,644万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億9,783万6千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、繰入金6千円の増額は、徴税費の支出見込みにより計上いたしました。

繰越金3,643万6千円の増額は、令和元年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

10ページの総務費、徴税費6千円の増額は、委託料の支出見込みにより計上いたしました。

基金積立金3,643万6千円の増額は、令和元年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第54号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第11 議案第55号「令和2年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第55号「令和2年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」御説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度決算の確定に伴う繰越金等につきまして補正計上いたしましたもので、既定の予算総額に200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億5,498万5千円といたすものでございます。

4ページの地方債補正につきましては、資本費平準化債の限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入につきまして、9ページの繰入金、一般会計繰入金1,397万円の減額は、歳入歳出予算の補正により計上いたし、繰越金1,577万円の増額は、令和元年度決算に伴い計上いたしました。

町債、資本費平準化債20万円の増額は、借入額の確定によるものでございます。

次に、歳出につきまして、10ページの総務費、一般管理費では、雨水ポンプ場の修繕料として100万円を追加計上し、また、過誤納還付金100万円は、主にフジグラン安芸の漏水による還付金が発生したことにより計上いたすものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと9ページをお願いします。

歳入のほうで一般会計の繰入金ありますね。これが1,397万円マイナスということは、これはちょっと説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

こちらのものにつきましてですが、まず、予算というものにつきましては、歳入歳出が同額でなければなりません。その中で繰越金、また、資本費平準化債が歳入の財源、また、支出につきましては200万円の支出の補正計上を行っております。その中で同額とさせる意味で、こちらの差額の一般会計繰入金1,397万円を減額することにいたしまして、歳入歳出を同額とするものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと今の件で、要は1,397万円を早く繰入れし過ぎた、それで戻したんだという感じでいいんですか。そういう表現じゃないんですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

こちらにつきましては、あくまでも予算でございます。年度内での歳入等のところについては全く関係ございません。最終的に歳入、入ってくる金額の見込額を計上するものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

安竹議員。

○2番（安竹 正義員） 10ページのこの雨水ポンプ場の修理料ということで100万円入っておりますが、これはどこのポンプ場でどのような修理をされたのか、ちょっと御説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

今年度につきましては、向田ポンプ場のフラップゲートの交換工事等を330万円ほど予算のほうを計上させていただいております。こちらにつきましては、年度当初に交換予定のものにつきましては予算計上しておりますが、主に年度間で維持管理のほうを委託しております業者から不具合が見つかったものにつきまして修繕を行うものでございます。この中で、植田第1マンホールポンプの修繕、また、横浜ポンプ場の滞水池のフロートスイッチの修繕、また、向田ポンプ場の制御盤の内部の取替え、修繕等を行っております結果、残りの予算が少なくなってまいりましたので、今後の修繕の対応といたしまして100万円を計上するものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第12 議案第56号「令和2年度坂町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第56号「令和2年度坂町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和元年度決算額の確定による精算金及び繰越金等について補正計上を行ったもので、既定の予算総額に1,514万円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億2,292万4千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金及び県支出金の増額は、令和元年度の事業実績に基づく国等からの追加交付分を計上いたしました。

繰越金1,118万円の増額は、令和元年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

10ページの基金積立金517万6千円の増額は、令和元年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

次に、諸支出金につきましては、令和元年度の事業実績に基づく国等への返還金579万3千円を計上いたしました。

繰出金につきましては、令和元年度介護給付費等精算分として、一般会計繰出金 4 1 7 万 1 千円を計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第 5 6 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第 5 6 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第 1 3 議案第 5 7 号「令和 2 年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第 5 7 号「令和 2 年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和元年度決算額の確定に基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に 1 0 6 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 8 , 6 9 2 万 1 千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、繰入金106万6千円の増額は、令和元年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

10ページの後期高齢者医療広域連合納付金42万9千円の増額は、令和元年度保険料等負担金の精算に伴うものでございます。

諸支出金では、令和元年度後期高齢者医療事業費精算分として繰出金63万7千円を計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本日は、これをもって延会とします。

再開は、9月2日午前10時といたします。

お疲れさまでした。

(延会 午前11時29分)